

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月30日から同年12月1日まで

申立期間については、A社からB社に異動した際の期間であることから、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書及び雇用保険の加入記録により、A社に昭和47年11月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書の保険料控除額及びA社における昭和47年10月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の代表者も死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和47年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知をおこなったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 21 日から 36 年 2 月 20 日まで
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 4 月 9 日まで

申立期間については、A社を退職後の昭和 41 年 6 月 10 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を請求した記憶も、脱退手当金を受け取った記憶も無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立期間の最終事業所であるA社における申立人の厚生年金保険加入期間は、脱退手当金の請求要件である 24 月に満たない 10 月であること、ii) A社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人の健康保険被保険者番号の前後 400 人ずつのうち、申立人が被保険者資格を喪失した昭和 41 年とその前後各 2 年 (39 年から 43 年まで) に被保険者資格を喪失した女性で、脱退手当金の受給資格を満たす者は 47 人確認できるが、そのうち同社を最終事業所として支給記録がある者は申立人を含めて 3 人と少ないこと、iii) 申立人と同時期にA社に勤務していた同僚に照会したところ、複数の同僚が、A社から脱退手当金の説明を受けた記憶は無い旨回答していることなどから、事業主が申立人の脱退手当金について代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の直後の被保険者期間(昭和 36 年 3 月 6 日から同年 4 月 3 日までの期間及び 36 年 4 月 3 日から同年 8 月 20 日までの期間)については、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

さらに、上記未請求期間のうち、昭和 36 年 4 月 3 日から同年 8 月 20 日までの期間は、申立期間と同一の厚生年金保険記号番号で管理されている上、申立期間②の事業所と管轄している社会保険事務所(当時)が同一であり、当該期

間が未請求となっているのは脱退手当金の支給事務処理上不自然と言わざるを得ない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 17 日まで
② 昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 11 月 1 日から 39 年 5 月 31 日まで

申立期間については、昭和 40 年 10 月 26 日に脱退手当金が支給された記録となっているが、脱退手当金を請求した記憶も、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、最終事業所であるA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年5か月後の昭和40年10月26日に支給されたことになっている。また、A社は、「当時の記録等は保存されていないため詳細は不明である。脱退手当金については制度の説明をしていたと思われるが、請求は本人の意志に任せ、会社が手続を代行することはなかったと思う。」旨回答しているほか、脱退手当金を受け取ったとする同僚も、自分で手続を行ったと供述しており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①の前の申立人が初めて勤務した事業所に係る被保険者期間（昭和31年9月1日から33年9月17日まで）及び申立期間③と脱退手当金支給日の間にある被保険者期間（39年6月1日から40年5月20日まで）については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これらの期間を申立人が失念するとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は旧姓で管理されていることから、当該脱退手当金は旧姓により請求されたものと考えられるが、申立人は昭和38年4月22日に婚姻し、改姓しており、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。